

令和 6 年度

越谷市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

越谷市監査委員



越 監 第 8 8 号
令和7年(2025年)8月20日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 裕 子

越谷市監査委員 野 口 高 明

令和6年度 越谷市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度越谷市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

令和6年度 越谷市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 準拠基準

越谷市監査基準

第2 審査の種類

- 1 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
- 2 資金不足比率審査（同法第22条第1項）

第3 審査の対象

- 1 令和6年度 越谷市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和6年度 東越谷土地区画整理事業費特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

- 1 法令等に照らし算出過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- 3 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- 4 客観的事実の妥当性を判断して算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第5 審査の主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて審査を実施した。

第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等
- 2 日程
令和7年(2025年)7月18日から同年8月8日まで

第7 審査の結果

1 健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された下表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であることを認めた。

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－	－	5.2	1.3
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注)黒字の場合、比率は「－」(該当なし)と表示した。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率

当年度の実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率は算出されていない。今後も健全な財政運営に努められたい。

イ 連結実質赤字比率

当年度の連結実質赤字額は生じておらず、連結実質赤字比率は算出されていない。今後も健全な財政運営に努められたい。

ウ 実質公債費比率

当年度の実質公債費比率は5.2％(前年度5.3％)であり、早期健全化基準を下回っている。今後も指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

エ 将来負担比率

当年度の将来負担比率は1.3％(前年度0.4％)であり、早期健全化基準を下回っている。今後も指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

2 資金不足比率

(1) 総合意見

審査に付された下表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であることを認めた。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
東越谷土地区画整理事業費特別会計	－	20.0

(2) 個別意見

ア 東越谷土地区画整理事業費特別会計

事業規模（営業収益）がないため算出されない。今後も健全な財政運営に努められたい。